

(当社がマスコミ各社に配布した事実説明文書)

報道機関 各位

令和元年8月29日

弊社元従業員による提訴に関する一部報道について

株式会社 Qyou

代表取締役 久保 龍太郎

本年8月26日付で、共同通信社より、弊社の元従業員である[]氏(以下、「[]氏」といいます。)が、パワーハラスメントを受けたことを理由として、弊社に対する慰謝料請求訴訟を提訴すべく準備を進めているとの報道がございましたが、以下にご説明するとおり、弊社が[]氏に対してパワーハラスメントを行った事実は一切ないと考えます。

1 []氏の配置転換の理由について

弊社は、[]氏について、平成30年8月20日より、営業職を行う太陽光発電事業部からメンテナンス事業部への配置転換を行いました。

しかしながら、当該配置転換は、[]氏が営業先において差別発言を行い神戸市保健福祉局からその是正等を指導されたこと等を踏まえ、[]氏を営業職に就かせることが不適切であると判断したことに基づくものであり、その後、[]氏が弊社太陽光事業の用に供する土地を第三者に横流ししていたことも発覚いたしました。すなわち、当該配置転換は、[]氏が労働組合に加入したことを理由とするものでは一切ありません。

(1) 差別発言について

[]氏は、平成28年12月19日、兵庫県姫路市に所在するある地域の総合センターにおいて、「ここはジゲ(地下)ですか。違うでしょ。」「ここはヨツン(四足)ですか。違うでしょ。会社の近くにも〇〇という大きなところ(部落)があって、神戸の〇〇にも〇〇というところがあって・・・知ってるでしょ」(注:神戸市保健福祉局からの文書より原文のまま抜粋)等の発言をし、当該発言の存在を認知した神戸市保健福祉局総務部人権推進課から、文書での指導を受けるに至りました。

(2) 土地の横流しについて

[]氏は、平成29年末ころ、以前に弊社に対して太陽光事業用地を売却した顧客から、新たに太陽光事業用地の買い取りを求められた際、弊社に対して当該事実を一切報告しないまま、弊社がこれを買取

らない旨を無断で回答した上で、第三者に当該用地を買い取らせて、当社従業員としての地位を不正に利用し、第三者の利益を図り、当社に損害を与えました。

(3) その他 〇〇 氏の不適切な行為について

また、配置転換の直接的な理由ではありませんが、〇〇 氏は、過去にも、弊社内において、不適切な行為を行いました。

すなわち、弊社では、SNS を使用して、プロジェクトごとに、弊社及び弊社関与先の社員から構成されるグループトーク (SNS) を利用して、情報の共有を図っておりますが、〇〇 氏は、平成 29 年 8 月 29 日午後 11 時ころ、「おやすみ」とのメッセージと共に、弊社及び弊社関与先の社員から構成される SNS へ、自らの男性器を撮影した写真を投稿しました。

当該 SNS に参加していた弊社従業員の中には女性もおり、弊社は、女性従業員より、当該行為がいわゆるセクシャルハラスメントに該当するとの苦情を受けたことがあります。

2 メンテナンス部における監督について

以上の次第により、弊社としては、〇〇 氏を営業職に就かせることが不適切であると判断し、メンテナンス事業部への配置転換を行いました。〇〇 氏は、配置転換がなされた後、有給休暇を取得し、実質的には、平成 30 年 9 月 7 日より、メンテナンス事業部での業務を開始しました。

メンテナンス事業部においては、弊社太陽光発電事業用地における除草作業等を行い、弊社の売上の大きな柱となっており、他にも多数の社員が在席しております。

除草作業においては、草刈り機等を用いるため、〇〇 氏がメンテナンス部の所属となるに当たっては、安全管理等に関する十分な講習等を行っており、また、安全確保のために 2 人 1 組になって作業を行っております。

しかしながら、〇〇 氏は、配置転換がなされた当初から、安全確保のための指示にしたがわず、「自分の足を切断して一生会社に面倒を見させてやる」等と発言すると共に、現場での除草作業の初日である平成 30 年 9 月 11 日から、業務指示違反、安全義務違反、作業放棄を繰り返し、現場での除草作業の 5 日目である平成 30 年 9 月 15 日に、故意に行ったことが強く疑われる状況にて、太陽光発電設備に関するケーブルの切断を行いました。

太陽光発電設備におけるケーブル断線は、非常に大きい危険を伴うものであり、弊社としては、〇〇 氏に対して同様の事態の再発防止を要請する一方、ケーブルの断線が、〇〇 氏の故意によって生じたことが強く疑われる客観的状況が存したため、〇〇 氏とペアを組んで作業に当たっていたメンテナンス事業部の責任者に、〇〇 氏が同様の行為に及ばないよう、監督してもらうよう依頼したものです。

3 〇〇 氏の訴えの内容と労働組合の活動について

〇〇 氏は、執行委員長である武健一氏らが逮捕・起訴されて全国的にも大々的に報道された、全日本建設

運輸連帯労働組合関西生コン支部（関生支部）の関連組織である、全日本建設運輸連帯労働組合関西クラフト支部に加入し、弊社に対して団体交渉を求めました。関西クラフト支部は比較的新しくできた支部ですが、これも関連組織である全日本建設運輸連帯労働組合トラック支部の委員長を団体交渉に出席させ、その威力を利用しています。

関生支部は、現時点で、大阪、京都、滋賀、和歌山で逮捕者を延べ約60名を出しており、起訴事件も複数抱えている状態です。

弊社としても、誠意をもって団体交渉に応じてまいりましたが、団体交渉の場面では威圧的かつ強圧的な言動や恫喝を受け、また、団体交渉において一部の要求事項を拒否した際には、弊社本社前において連日わたる熾烈な街宣活動を受けると共に、弊社本社及び弊社代表取締役の自宅近隣に怪文書が投函される等の被害も受けました。[]氏にかかる労働委員会においても、弊社社長が組合員に囲まれ、労働組合との「交渉」を強要されたこともあります。

[]氏の訴えの内容については、現在、大阪府労働委員会（事件番号：平成30年（不）第65号）において、審理がなされており、その当否については近日中に労働委員会の判断がなされるものと考えておりますが、[]氏が弊社に対する提訴に踏み切った場合であっても、弊社はその請求棄却を求めて、真摯に対応してまいる所存です。

以上

<本件に関する問い合わせ先>

大阪府中央区今橋1-7-19 北浜ビルディング6階

JPS 総合法律事務所 弁護士 原 英彰

TEL 06-6204-0555